

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制についての 嚴重注意に対する是正措置（ご報告）

スカイマーク株式会社は令和3年1月22日付「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について(嚴重注意)」を受け、本日、本事案が発生した原因及び要因の分析、再発防止策として講じる措置を国土交通省に報告いたしました。

嚴重注意に基づき弊社が講じる措置の概要は以下のとおりです。

1. 航空法・社内規定の厳守、コンプライアンス意識の教育

- ① 社外取締役の助言を受け、従来のコンプライアンス教育を見直し、改めて当該行為により本人だけでなく会社など関係者が社会的非難を受けることなどに言及し、コンプライアンスに関わる自己抑制が働く内容に改善する。
- ② 上記の教育内容をもって全運航乗務員および運航本部職員に対し緊急のコンプライアンス教育を行う。
- ③ 運航乗務員については、上記②に加え定期的に実施するミーティングにおいて本事案を題材に討議を行い、意識向上を図る。
- ④ 当社入社後に初めて当社乗務資格取得訓練を開始する運航乗務員訓練生に対しては座学訓練を開始する際、また路線訓練を開始する際に、改善された教育資料に基づき、本事案はもちろんのこと法令規程の遵守、アルコール事案を含むコンプライアンス教育を行う。

2. 運航中の操縦室内での携帯電話使用制限の強化

本事案の再発を防止するため、乗務時は電波を発射しない状態から携帯電話の電源を切ることとする。

スカイマーク株式会社では、本事案は安全に直結する重大な問題であるとの認識の下、再発防止に向けて定めた措置を確実に実行し、お客様の信頼回復と安全運航に努めてまいります。

ご搭乗のお客様をはじめ、ご関係の皆様にご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

2021年2月5日
スカイマーク株式会社
安全統括管理者 増川 則行